

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山崎 正昭 様

安全保障関連法案に対する緊急声明

安倍政権が掲げる「積極的平和主義」は「戦争で平和を創る」ということであり、集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法案は憲法違反であるということから、わたしたちは安全保障関連法案の撤回・廃案を求めます。

7月16日、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案が衆議院本会議にて可決された後、安倍総理大臣は「安全保障関連法案の可決は、日本を取り巻く安全保障環境が厳しい中、日本国民の生命を護り、戦争を未然に防ぐために絶対必要である」と述べました。ありもしない「敵」を想定し、ことさら「備えあれば憂いなし」を強調しています。しかし、わたしたちが望むのは戦争でなく平和です。それは、平和的外交によって得られるものです。

日本国憲法は、破壊的な戦争の反省によって作られた憲法であるとともに、この戦争によって甚大な被害を受けた国内外の人々の尊い犠牲の上に作られた憲法です。特に日本国憲法第9条は「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内外で平和憲法と認められています。この平和憲法があるからこそ、平和国家として信頼され、平和的外交をすすめることができるのです。

集団的自衛権の行使を認め、世界中の戦場へ自衛隊を派遣することは、多くの憲法学者も指摘しているように明らかに日本国憲法第9条に違反しています。

わたしたちは、「平和を実現する人は幸いである。その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイによる福音書5章9節)のと、聖書み言葉に生きる者です。戦争が平和を実現することは決してありません。

わたしたちは、安全保障関連法案の撤回・廃案を求めます。

以上

2015年7月17日

日本聖公会	正義と平和委員会	委員長	主教	洪澤	一郎
	青年委員会	委員長	司祭	小林	聡
	人権問題担当者	担当主教	主教	武藤	謙一
	管区事務所	総主事	司祭	矢萩	新一
	管区事務所	宣教主事		谷川	誠